

交通

と

バリアフリー

バリアフリー社会の創造②



齊場三十四 著

明石書店

[著者紹介]

齊場三十四 (さいば・みとし)

1943年、愛知県瀬戸市生まれ。

1966年、日本福祉大学社会福祉学部社会福祉学科卒業。

1966年、九州労災病院リハビリテーションセンター社会復帰相談室勤務。以後、農協共済中伊豆リハビリテーションセンターMSW課、神奈川県総合リハビリテーションセンター相談指導課、熊本託麻台病院医療福祉相談室を経て、1994年、佐賀医科大学医学部教授就任、今日に至る。

[著書]

『医療福祉ネットワーク』（共著、中央法規出版、1989年）

『リハビリテーション解説事典』（共著、中央法規出版、1993年）

『入門 リハビリテーション・生活環境』（編著、相川書房、1994年）

『福祉用具選定のポイント』（共著、シルバー新報、1995年）

『現場で役立つ 福祉・介護機器』（編著、明石書店、1999年）

『障害者・高齢者の自立・介護支援と福祉用具』（編著、明石書店、1999年）

『バリアフリー社会の創造』（明石書店、1999年）

[現住所]

佐賀市八戸溝3の10の514

交通とバリアフリー

——バリアフリー社会の創造②

(定価はカバーに表
示してあります)

2001年12月10日 初版第1刷発行

著 者 © 齊 場 三 十 四
発 行 者 石 井 昭 男
発 行 所 株 式 会 社 明 石 書 店

〒113 0034 東京都文京区湯島2-14-11

電 話 03 (5818) 1171

F A X 03 (5818) 1174

振 替 00100-7-24505

http: www.akashi.co.jp

印刷・美研プリンティング／製本・難波製本

ISBN4-7503-1516-8

交通 と バリアフリー

バリアフリー社会の創造②



齊場三十四 著

明石書店

交通とバリアフリー

——バリアフリー社会の創造②

● 目次 ●

この本を書き出すにあたって 7

第1章

飛行機の利用とバリア

17

- 1 動く歩道と手すり——安全面と移動負担の軽減を考えて！ 19
- 2 空港の手すりの高さ、ちよつと変では？ 27
- 3 危険物チェック——何故立たせたまま平気で松葉杖の本を取ってしまうのか？ 31
- 4 車椅子・杖（福祉用具）は身体の一部だぞ！ 33
- 5 専門セクションによるハンディキャップ乗降サービス始めてよ！ 42
- 6 状況確認もせず、責任者も出て来ず、何故門前払いするの？ 49

第2章

鉄道利用とバリア

55

- 1 五〇〇系のぞみ、何のためにデッキに点字ブロック貼り付けたの？ 57
- 2 シート環境と荷物収納スペースに 61
- 3 エスカレーターか、エレベーターか？ 67
- 4 福祉優先席サービスを始めてよ！ 84
- 5 トイレのバリアフリーを 87
- 6 バリアフリー視点を大切にしてよ！ 90
- 7 ライトレールトランジットを活用する方向に見直すべきではないか！ 95
- 8 走ってもいない急行料金の割引！ おかしいのではないか！ 105

第3章 バス利用とバリア

113

第4章 マイカーとバリア

135

第5章 バリアフリーを支えるのは人と人のコミュニケーション

163

- 1 バス輸送システムとその不便さ 115
- 2 観光（郊外型）バスの乗降環境——もう少し乗り易くならないの？ 117
- 3 バスの床は何故高いの？ ノンステップバスが便利では！ 121
- 1 自動通行券発券機・料金収受機の使い難さわかっているの！ 136
- 2 無停車自動料金収受システム（ETC）への不安 144
- 3 障害者用駐車場はいつでも停められるようにして！ 149
- 4 自分で車を運転できない人へのトランスポートシステムの確立を！ 159
- 1 何故意向も聞かないで、テーブルを引くの！ 165
- 2 盲犬はペットではない！ 167
- 3 普通に共に勉強したい！ 170
- 4 施設から脱出したい！ 障害者ケアマネージメントシステムへの不安 172
- 5 「人」を大切にする福祉社会を求めて 177

- 1 高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）¹⁸⁸
- 2 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）¹⁹⁵
- 3 福祉車両に関する制度概略²⁰⁹
- 4 ノンステップ式小型バスについて²¹⁰
- 5 ANAスカイアシストデスク資料（おからだの不自由なお客様への空の旅のお手伝い）²¹³

まとめにかえて²¹⁶

参考文献／ネット検索資料²²¹

この本を書き出すにあたって

近年、各市町村では「福祉の町づくり条例」などが施策として整備されつつあります。

随分とバリアフリーという言葉も身近になり一般化が進んできました。

わが国の建築物や交通機関に関するバリアフリーに関する第一歩は「福祉の町づくりモデル都市（昭和四八年）の制定」などがその萌芽として知られています。

平成に入り、ハートビル法（資料１）、交通バリアフリー法（資料２）が制定されるといった過程に、その充実を見ることになりました。

最近では、このような社会の動きの中で随分改善されてきていますし、障害・高齢者も社会へのアクセスが楽になったとの声も耳にするようになりました。

しかし、松葉杖をつきながらの生活を送ってきた筆者としては、その実感は薄く、障害者用駐車場や建物へのアクセス、鉄道・飛行機での旅行などを考えてみますと、どこかシツクリこないのです。実感としてバリアフリー度の改善が感じられないのは何故か？という疑問を持ち続けてきたのです。

現状を分析してみると、わが国のバリアフリー対策の中心は車椅子使用者と視覚障害者に集中してきましたに、車椅子使用者に関しては、自力での車椅子操作可能者と介護を必要とする車椅子使用者の異なるニーズが曖昧に認識されているのではと思われる問題点に出会うことになりました。

視覚障害者に対するバリアフリー対策も、全く視覚を失っている場合とロービジョンの状態にある場合や、歩行訓練を受けた者と受けない者など様々な状況があるにも関わらず、個別的条件の吟味が

されず、しかもバリアフリー化の論理化も曖昧なまま整備が進んできたのではないかと思われる点が多々存在することに気づきました。

さらに、わが国は、高齢社会を迎えつつあり、車椅子を利用するほどではないが、私と同じような下肢機能の低下を抱え、社会を移動する人達群が増加するのにも関わらず、どちらかといえば、前述したように漫然とバリアフリー化が進められてきたこともあり、この群に対しては、論理的にも未確立で、社会的対応は不充分で、手薄ではないかという点です。

整備された二法の中身を点検してみると、この手薄な部分への対応は認識されていないようです。高齢社会対応も含めて、この手薄な部分に着目して、問題点を明確にしておかねばならないと思うようになります。

高齢社会だからこそ、この部分に着目した新しい視点を加味した論理を確立し、バリアフリー社会の整備を進めることが求められているのではないのでしょうか？

今までのような対象者を絞り込んだ制限的福祉中心の社会ではなく、**社会福祉基礎構造改革**¹⁾で示されているように、サービスを必要とする多くの人を対象とすることが求められています。支援視点の変革も、自己選択性や自己責任性が問われる社会が示唆されています。

それだけに、自力と他力を問わず、思う所に思う時間に「目的行動」を果たすことが求められ、「移動できるかどうか」は大切な要素となることに着目しなければなりません。

したがって、障害者も高齢者も「自己責任」「競争社会」で生きていくためには、否が応にも「ソーシャルアクセス能力」を持たねばなりません。

したがって、指し示された方向性の社会で生き抜くためには、この点でのハンディを感じさせない様々な分野のバリアフリーが十分に用意されるべきであり、実行されなければなりません。

移動困難を抱えている高齢者や障害者群（当事者）の社会的な移動障壁が解決され、充分保証されてこそ、必要とする的確な情報収集や選択権行使が保証され、苦情の申し出も可能になり、自己責任が取れるようになるわけですから、社会福祉基礎構造改革を進めるためにも「バリアフリーの社会基盤整備を進めること」が不可欠であることを認識すべきだと思います。

そこで、よりこの問題を明確に理解するために、ここでは敢えて、General position（一般的立場。以下GPとする）とConsideration taken position（傷病、障害、高齢などで、何らかの配慮を必要とする立場。以下CTPとする）という二つの立場性を基本において整理していきたいと思えます。

わが国でも、従来型の公共投融資型ではなく、バリアフリーの生活を容易にするインフラ整備を進めることが求められており、経済活性化にも有効であることを認識すべきであり、今後はGPの立場だけではなく、CTP群の立場が重視され、様々な施策や法が整備されるべきだと思うのです。

両松葉杖を使用する当事者として、この二つの立場性から、口ごろ、体験している交通機関のバリアフリー度の改善を振り返ってみると、CTP群の全般的立場での論理的研究不足により「特別配慮を必要とする障害者群のみを対象としてきたため、未成熟で、貧困なバリアフリー哲学」のままで漫然と進められてきたのではないかと感じるのです。

少なくとも、現状のバリアフリー哲学では、バリアフリー関連設備や機器などを行政側に売り込む立場となる業者・企業側は、①せっかく良い設備や機器、システムなどが他社にあることを知ってい

ても、自社製品や儲けに繋がるものを強く売り込む傾向、②思い込みによる間違った企画や対応であっても、プランとしていったん策定されると、無理押しとか販売が継続される傾向、③障害・高齢者への介護というケアばかりに目が向くなど一面的な理解や思い込みに基づいた設計やプランが策定される傾向、④バリアフリー（対応・対策）という項目が入るだけで、部材が高額になったり、高価格工事にしってしまう傾向が存在することになり、一方、行政側姿勢としては、①バリアフリー問題は、多くの資金が必要との誤解と理由づけによって、できるだけ主施策とせず先送りする傾向、②新しい視点を必要とするバリアフリー化努力に関して、前例に従うといった保守的姿勢から消極的になる傾向、③行政スタッフの勉強不足により、企業の提案や意見を重視または鵜呑みにしてしまう傾向、④国での予算や取り組みがない限り、地方自治体では独自企画しないといった傾向、⑤業者側から、バリアフリー化を理由にした高価格なコスト提示に対して、コスト検討意識が弱く、言い値で支払ってしまう傾向が高まるという現実が存在するようです。

バリアフリー社会の創造が待ち望まれていながら、バリアフリー哲学の論理的構築が曖昧にされ、その対応に手薄になっている部分があることに気づかないまま推進されている（されてきた）傾向が存在するからこそ、どこか視点がずれているように感じてきたのかも知れません。

従来わが国では「バリアフリー」というと、GTP側がCPTP側の一部である車椅子利用者と視覚障害者への対応のみを重視し、その解決だけを大切だと思い込むことによって構築されてきたのではないだろうか。

つまり、CPTP群の大部分を占める「歩行移動困難性を持つ高齢者と杖を利用する障害者、幼児を

連れている妊婦」の視点での検証や組み立てが弱いのかもしれません。

この本では、交通機関におけるバリアフリー（社会へのアクセス）を考えるのですが、私は杖を利用する障害者である立場があり、CTPの立場も持っています。

そこで、日ごろ問題になっている私の体験や周辺の障害者の仲間の意見（詳細に調査をする予算も人手も時間もありませんので）をまとめたので、偏見と独断的な部分も大いにあるかもしれません。

したがって、交通事業者側や設計・製作側、システムや機器を運用あるいは管理している側から「こんな特殊な事情もあるぞ」とか「そんなこといってもこんな理由でできないぞ」「そんな無理なことを求められても対応は困難だよ」「対応は可能だが、コストがかかりすぎるぞ」「規制法との関係で不可能」などとGPの立場での意見が当然生じてくると思います。

さらに、討議をより深めるために、当事者であるCTPの立場も、①ケアを必要と思われる立場（Position that care should be necessary）と、②自力を基本とし、社会への挑戦を続ける立場（Challenge to the society by one's efforts）に区分することも忘れないようにしながら、バリアフリー化の自身を検証してみます。

特にCTP群の内、②をチャレンジド（Challenged）¹¹として、本文内では表現しているところがあります。このような点を軸に、現行のバリアフリーの進め方に関して、再確認とともに問題提起をしたいと思っています。

しかも、GP群に所属している場合も、条件や状況によって、CTP群になることがあるわけで、自分には関係ないといった視点ではなく、CTP群の立場を自分のこととして認識される社会になる

ことが大切ではないかと思うのです。

本書が、GP群そしてCTP群の立場からも、大いなる討議が巻き上がる材料になれば幸いだと思っています。

注

注1 社会福祉基礎構造改革

社会福祉法が二〇〇〇年九月七日に公布、各種福祉法や社会福祉事業法が改正された。基本的には戦後進められてきた社会事業法などを改定。措置制度（行政が行政処分といった形で支援内容を決定する）を、支援事業者との契約という利用制度に置き換えることなどが明確にされている。財源確保や福祉支援方法を変革することによって、利用者の選択権や自己責任性を基盤とした社会保障体系への転換を行なうことが方向づけられた。

●本改革は、昭和二十六年の社会福祉事業法制定以来大きな改正の行われていない社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度など社会福祉の共通基盤制度について、今後増大・多様化が見込まれる国民の福祉需要に対応するため、見直しを行なうものである。

●この見直しは、介護保険制度の円滑な施行（平成二十二年四月一日施行）、成年後見制度の導入（平成二十二年四月一日施行）、規制緩和推進計画の実施（平成二十一年度以降）、雇用対策、社会福祉法人による不祥事の防止、地方分権の推進などに資するものであり、早急に実施する必要がある。

●個人が尊厳を持ってその人らしい自立した生活が送れるよう支えるという社会福祉の理念に基づいて、本改革を推進する。

● 具体的な改革の方向

- ① 個人の自立を基本とし、その選択を尊重した制度の確立
- ② 質の高い福祉サービスの拡充

- ③ 地域での生活を総合的に支援するための地域福祉の充実

● 法改正等の対象となる法律（8本）

社会福祉事業法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法、民生委員法、社会福祉施設職員等退職手当共済法、生活保護法、公益質屋法（廃止）である。

利用者に支給されるサービスごとに受給者証制度になるようであるとも聞く。介護保険にもみることができ、コストパフォーマンス部分のみが強調されることで、サービス提供事業者から利用者が選別される（収入になる者とそうでない者）とか、自己責任性がかりが問われる危険とか、自己負担性が増加し低収入者に厳しくなる傾向も見られるとの指摘もある。公的責務が福祉領域において曖昧になる懸念もあり、今後の具体的な取り組みを検証することも必要であろう。

注2

一般的立場 (General position / G.p.) と配慮を必要とする立場 (Consideration taken position / C.T.p.)
一般的立場 (General position / G.p.)

ここでは、この本の問題提議をよりわかり易くするためにこの言葉を使うことにした。

一般的立場は、数が多く、社会の主流である。この群の立場は、自分の利益や立場を守る傾向は高い。少数派や違う立場にいる人達が見えなくなり易いといえる。

日本社会は主に、この立場にいる人に都合がよく、不便や不利益をもたらさないことを大前提にした論理を中心にして動いているといえる。

当然ながら、この立場に立つ人は、社会的にゆとりがあり、社会的責務として明確にされない限り、障害者や高齢者は弱い立場であり面倒を見るものだと思える傾向となり、知らず知らずのうちに上下の関係に位置づけ、「する側」「される側」の関係を固定的に考える傾向が高くなる。

このような関係は、次第に支配的となり、ときには、人権無視や差別なども起こってくるといえる。

今、社会福祉基礎構造改革など新しい方向性も模索されているが、全体的にわが国では、障害者・高齢者福祉の基本は「ケアを届けて面倒みればよい」とか「こうしたら喜ばれるはず」とか「要求・状況はわかるけど経済性で無理」とかいったGPの立場が優先される社会ではないだろうか。

障害状況や置かれている状況について、思い込み型、一方通行型の理解で、当事者及び家族の願いを重視しない（認識するにせよ、無認識であるにせよ）中で、組み立てている「論理」が中心軸に置かれてはいないだろうか。

GPの立場とは、次に述べるCTPの立場とは相対する位置にあり、自分の立場や都合で良しとする立場であり、障害者の自立性などの理解が持てず、過度な同情、親切という名の差別をしてしまうと、ついつい間違った理解で、CTP側の人を見てしまう立場をこの言葉で表現した。

GPの立場を中心に考えてしまうと、私には「関係ない」として、障害者や高齢者社会は、自分の生きる社会とは別社会であるかのような認識が高まる。差別や偏見も含めて、アクティブな生き方はわがままとか社会に迷惑をかけるとか、静かに介護されて生きるべきといったような観念すら生まれる。少なくとも、CTPの立場にある人の生きている価値を軽視したり無視するような立場になり易い立場といえる。

配慮を必要とする（されるべき）立場（Consideration taken position / CTP）

これは、社会で生活していく上で、何らかの配慮を必要とする立場の人達を表現した。その原因は、

傷病、障害、高齢により社会的に弱い立場にいる人達全てを含む。

社会的配慮は必要とするが、一個の人間として、その尊厳が守られ、自己実現が可能であり、自らの意志、力を発揮することが保証された社会で、いきいきとした生き方を求め、実現する立場である。しかし、前述したG P群から、常に少数派で特別な立場と位置づけられ易く、社会的には負の立場として認識され易い立場をこの言葉で表現している。

大切な点は、G Pの立場は何らかの支障によりCTPの立場に瞬時に変化することがあり得ることを理解して欲しいと思う。

注3 チャレンジド (challenged)

本文の中で、チャレンジドと表記した。前項で示したCTPの立場にある人の中で、障害とか高齢を抱えながらも、積極的に社会の中で生きていこうとしている状況を加味し、「自立」をキーワードに表現したものである。

社会的にはあまりにも「ケア (care)」ばかりに目が向いており、障害者という言葉ではない表現を考えてきたが、なかなか適切な言葉が見当たらない状態でもある。

最近、耳にするようになった「チャレンジド」という表現とそこにある自立性を大切にしたい点に引かれた。この言葉を日本で広める先駆けとなった非営利組織「プロップステーション」が中心で東京で二〇〇〇年八月にフォーラムを開催していたこともあり、私も参加させて頂いた。

チャレンジドは、最近の米語で「神からの挑戦という課題を持つあるいはチャンスを与えられた人」の意味で、障害をマイナスとは捉えず、障害を持つ故に体験する様々な事象を、自分自身のため、あるいは社会のため、ポジティブにいかそうという思いを込めた呼称として、ハンディキャップなどと違う